

秋田県秋田工業用水道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和五年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

**秋田県公営企業管理規程第十一号**

秋田県秋田工業用水道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

秋田県秋田工業用水道自家用電気工作物保安規程（昭和四十五年秋田県公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(サイバーセキュリティの確保)</p> <p>第十八条 電気工作物の保安を確保するため、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に基づき、サイバーセキュリティの確保のため適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>第六章 略</p> <p>第十九条～第二十八条 略</p>	<p>第六章 略</p> <p>第十八条～第二十七条 略</p>

附 則  
この規程は、令和五年四月一日から施行する。